

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）

昭和30年四月七日より第1種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

- ◆規則 鳥取県建設工事執行規則の一部改正
- 鳥取県庁事務專決及び代決規程の一部改正

肥料の登録

失業保険の適用を除外される者

豚コレラ予防に関する規則による区域の指定

建設業者の登録

土地改良区定款変更認可

動物用医薬品販売業者の登録

土地改良事業計画及び定款の縦覽

馬傳染性貧血検査等の実施

土地改良区役員の退任及び就任

製炭傳習生の募集

食糧事務所管轄町村名の変更

- ◆公告
- ◆雑報

馬傳染性貧血検査等の実施

製炭傳習生の募集

食糧事務所管轄町村名の変更

規則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 藤茂

鳥取県規則第三十五号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則
鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「十人以上」を「五人以上」に改める。
(別記様式第九号)

○第 号

建設工事請負変更契約書

工事名

工事場所

この工事について昭和 年 月 日 契約を締結
したが工事内容の一部変更により左記のよう工事請
負一部変更契約を締結する。

00092

- 別表〔〕人事課副知事専決事項第二号を次のように改める。
 二 二級吏員及び三級吏員（役付職員を除く。）の任免
 別表〔〕地方課部長専決事項第五号中「交付税」を「地方交付税」に「（法第十七条）」を「（法第十六条）」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とする。
 別表〔〕地方課長専決事項中第七号及び第八号を削る。

を削る。

- 五 役付職員（特別職を含む。）の任免
 別表〔〕部長専決事項第一号中「係長」を「課長補佐、係長」に改める。
 別表〔〕中

統計企画課

- 一 統計調査区の設定（法第十八条）
 二 市町村吏員の統計主事資格認定（法第十条）
 三 統計調査事業所の指定（小売物価統計調査規則第六条）

00091

記

- 一 請負代金増加額 金 四也
 二 工事内容 別紙変更設計書、仕様書、図面のとおり
 三 工事完成期日 昭和 年 月 日
 四 その他の
 右変更契約の証として本書二通（保証人のある場合は三通）を作り当事者記名なつ、印の上各自一通を原請負

契約書とともに保有する。
 昭和 年 月 日
 注文者 鳥取県知事 氏 名 國
 請負者 住所 氏 名 國
 保証人 住所 氏 名 國
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 鳥取県規則第三十六号
 鳥取県事務専決及び代決規程の一部を改正する規則
 鳥取県事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。
 規程中「部長」を「知事公室長、部長」に、「課長」を「課長、局長」に、「部内」を「知事公室内、部内」に、「課内」を「課内、局内」に改める。

第五条第五号を次のように改める。

鳥取県 知事 遠藤茂

別表(1)中地方課専決事項の次に、次のように統計課専決事項を加える。

統計 課

- | | |
|--------------------------|--|
| 一 指定統計調査結果の公表
(法第十八条) | 二 指定統計調査以外の統計
調査の実施(県統計調査条例第一、三、四条) |
| 三 市町村吏員の統計主事資格認定(法第十条) | 二 指定統計調査に関する事務(結果の公表を除く。)
(法第十八条) |

- 一 統計指導員及び調査員の任免(法第十二条)

- 一 別表(1)厚生課部長専決事項第一号中「五十一条」の下に「五十五条」を加え、同号中「身体障害者福祉法第十五条」を削り、第二号として次の一号を加える。
- 二 指定医師の指定及び指定の取消(身体障害者福祉法第十五条)

- 別表(1)厚生課部長専決事項第二号を第三号とし、第三号中「第十七条」の下に「身体障害者福祉法第十九条の五」を加え同号を第四号とし、厚生課部長専決事項に次の四号を加える。

- 五 生活保護法及び身体障害者福祉法の事務担当職員に対する指導、監督、計画の樹立(社会福祉事業法第二十条)

- 七 驚聞の実施(生活保護法第四十五条第三項及び第五項、身体障害者福祉法第十七条第二、三項)

- 八 厚生大臣の定める診療報酬の算定方式を採用しない国民健康保険実施地区の医療扶助診療報酬の額の協定(昭和二十五年厚生省告示第二二二号の三)

- 別表(1)農政課部長専決事項中第五号を削り、第六号中「(法第三十九条)」を「農業委員会等に関する法律第二十一条」に改め、同号を第五号とし以下第九号まで順次一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。
- 別表(1)農政課課長専決事項中第五号及び第六号を削る。
- 別表(1)農政課係長専決事項中第二号を削る。
- 別表(1)畜産課部長専決事項に次の一号を加える。
- 三 生乳等の取引における紛争のあつ旋(略農振興法第二十ー二十四条)
- 別表(1)畜産課課長専決事項第四号を次のように改める。
- 四 種鶏検査及びふ卵業者の登録(県条例第三、八条)
- 別表(1)中

商	工	課
一賠償工場の保全管理(商部省令第一号第四条)	一 指定生産資材及び石油製品の割当(規則第二、三、四、六条)	一 石油製品販売業者自家使用割当(規則第五条)
二 物価統制令による統制額の指定(令第七条)	二 火薬類消費に関する取締(法第二十五条)	
三 爆薬兵器の処理	三 火薬庫の検査(法第四十三条)	
四 度量衡器事業の監督(法第六条)		

一 農業委員会の行う取消すべき処分の確認（法第四十九条）

二 農業委員会の議決の再議又は取消（法第十四条）

三 農地等交換分合に関する全体計画の策定（土地改良法第八十七条）

四 農地等対価徴収額の調定

一 農地交換分合に関する年次計画の策定（土地改良法第九十七条）

二 農地の買収売渡及び交換分合に対する異議申立の決定（土地改良法第九十九条）

三 農地等を買収から除外することの指定（自創特措法第五条）

一 先売した農業施設等の買取申込の決定（法第二十八条）

二 農地売渡代金の年賦支払契約の締結及び契約書の発行（法第二十六条）

三 農地等所有者不明の場合の公告（法第九条一項）

別表二中

八 水底線路を保護するための漁業権の取消、変更又はその行使の停止命令（公衆電気通信法第一百一条第五、六項）

九 植物を伐採又は、移植する場合の許可（公衆電気通信法第九十五条）

十 建設機械の打刻及び検認（建設機械抵当法第四条）

農

地

課

に改める。

別表二管理課副知事專決事項に、次の四号を加える。

五 土地等使用の際の使用権を設定すべき旨を定める裁定（公衆電気通信法第八十七条）

六 立入、伐採の損失、補償の裁定（公衆電気通信法第九十六条第二項）

七 線路移転等の裁定（公衆電気通信法第九十七条第三項）

昭和30年6月17日 金曜日 鳥取県公報 第2625号 6

商工課

一 計量器検査及び検査申請書の処理（計量器検査規則第八条）

二 火薬庫の検査（法第四十三条）

三 計量器販売登録申請者の検査（法第五十一条）

四 計量器等の提出命令（法第一百五十五条）

第五 檢定証印の除去等の处分（法第一百五十六条）

六 正味量又は品質の表記のまつ消（法第一百五十七条）

七、二十、二十五条）

八 消費に関する取締（法第十一条）

九 計量器事業の監督（法第四十四条、五十九条）

十 地代家賃統制令による統制額の認可（令第六条）

十一 計量器の検定及び検査の合格又は不合格の決定（法第一百三十五、百四十五条）

十二 檢定証印の除去等の处分（法第一百三十五条）

十三 計量器販売登録申請者の検査（法第一百三十五条）

十四 計量器等の提出命令（法第一百三十五条）

十五 檢定証印の除去等の处分（法第一百三十六条）

十六 正味量又は品質の表記のまつ消（法第一百三十七条）

十七 計量器事業の監督（法第四十四条、五十九条）

十八 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

十九 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

二十 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

二十一 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

二十二 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

二十三 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

二十四 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

二十五 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

二十六 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

二十七 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

二十八 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

二十九 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

三十 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

三十一 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

三十二 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

三十三 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

三十四 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

三十五 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

三十六 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

三十七 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

三十八 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

三十九 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

四十 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

四十一 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

四十二 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

四十三 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

四十四 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

四十五 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

四十六 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

四十七 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

四十八 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

四十九 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

五十 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

五十一 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

五十二 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

五十三 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

五十四 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

五十五 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

五十六 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

五十七 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

五十八 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

五十九 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

六十 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

六十一 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

六十二 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

六十三 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

六十四 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

六十五 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

六十六 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

六十七 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

六十八 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

六十九 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

七十 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

七十一 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

七十二 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

七十三 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

七十四 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

七十五 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

七十六 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

七十七 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

七十八 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

七十九 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

八十 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

八十一 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

八十二 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

八十三 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

八十四 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

八十五 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

八十六 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

八十七 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

八十八 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

八十九 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

九十 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

九十一 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

九十二 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

九十三 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

九十四 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

九十五 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

九十六 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

九十七 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

九十八 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

九十九 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百一 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百二 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百三 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百四 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百五 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百六 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百七 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百八 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百九 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百二十 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百二十一 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百二十二 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百二十三 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百二十四 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百二十五 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百二十六 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百二十七 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百二十八 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百二十九 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百三十 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百三十一 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百三十二 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百三十三 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百三十四 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百三十五 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百三十六 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百三十七 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百三十八 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百三十九 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百四十 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百四十一 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百四十二 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百四十三 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百四十四 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百四十五 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百四十六 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百四十七 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百四十八 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百四十九 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百五十 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百五十一 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百五十二 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百五十三 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百五十四 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百五十五 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百五十六 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百五十七 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百五十八 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百五十九 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百六十 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百六十一 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百六十二 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百六十三 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百六十四 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百六十五 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百六十六 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百六十七 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百六十八 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百六十九 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百七十 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百七十一 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百七十二 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百七十三 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

一百七十四 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）

一百七十五 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）

一百七十六 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）

- 四 農地等の売渡通知書の交付（法第三十九条）
- 五 農地等の交換分合に関する年次計画の策定（土地改良法第九十七条）
- 六 農地等交換分合計画の認可（土地改良法第九十八条）
- 七 農地等交換分合計画について訴願の裁定（土地改良法第九十八条第六、八、九項）
- 八 土地又は工作物の立入調査（法第八十二条）
- 九 国有農地等の管理（法第七十八条）
- 十 国有農地等の貸付書の交付（自作農創設特別措置特別会計国有財産管理条例第

- 一 農地等の交換分合に関する全体計画の策定（土地改良法第九十七条）
- 二 小作地等の所有制限（法第六条）
- 三 農地等の買收令書の交付（法第十一一条）
- 四 農地法に基く登記の嘱託（農地法に基く土地台帳の特例に関する省令第三条）
- 五 自作農創設特別措置法に基づく登記の嘱託、代位登記及び代位申告（施行法第二十三条）
- 六 国有農地等の管理（法第六十六条）
- 七 国有農地等の一時貸付規則による貸付（規則第六至六十四条）
- 八 訴訟参加の決定（法第六十四条）

農地開拓課
農地法に基く代位申告

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第二百九十五号

に改め、同表中

十一 國有農地等の貸付通知書の交付（施行規則第四十五条）

十二 訴訟参加の決定（特別法第八条）

十三 買收すべき土地の公示（法第四十八条）

十四 土地等買收令書の交付（法第五十条）

十五 収去令書の交付（法第五十五条）

十六 土地等渡予約書の交付（法第六十四条）

十七 土地等売渡通知書の交付（法第六十七条规定）

十八 開拓財産の管理（法第七十八条）

開

拓

課

- 一 開拓予定地の指定並びに解除（自創特措法第三十条の二）
- 二 開拓關係國有財産の所管並びに所屬換（施行令第三十一条）
- 三 開拓財産の維持、管理、保全（法第四十六条）
- 四 開拓地区内立木等收去及び損失補償（法第三十三条）
- 五 訴訟参加の決定（法第四十七条）

00101

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

肥料の名称

含有する主成分の最小量(パーセント)

生産業者

住 所

氏名

鳥取県第二二一 長瀬水稻配合

○窒素全量

内アソニニア性窒素 九、〇

東伯郡羽合町大字 長瀬一、一五九

長瀬農業協同組合

組合長理事 清水 利二

名

○磷酸全量

内拘束性磷 七、八

一一、五

内水溶性加里

名

○カリ全量

一一、五

内水溶性加里

名

鳥取県告示第二百九十六号

失業保険法(昭和二十三年法律第百四十六号)第七条及び同法施行規則(昭和二十四年労働省令第六号)第六条第一項第三号の規定により、失業保険法の適用を除外される者は次のとおりである。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

次に掲げる町村に雇用される者であつて、国家公務員等

退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)
に準じ退職手当を支給される者

町村名

適用年月日

西伯郡西伯町

昭和三十年三月三十日

岸本町

三月三十一日

東伯郡中山村

四月一日

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取取規則第四十五号)第二条の規定による移動禁止区域を次のように指定する。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

米子市のうち 彦名、葭津

鳥取県告示第二百九十八号
薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)第二十九条の規定に基づき動物用医薬品販売業者を次のように登録し、登録票を交付した。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

常田 雅雄 動物用生物学的剤

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

おもな営業所の所在地

申請者氏名

登録番号 登録年月日

商号又は名称

鳥取県知事登録

昭和三十年五月七日

有限会社坂尾建設所

八頭郡用瀬町字用瀬三三二

取締役社長 坂尾 熊藏

鳥取県知事	遠 藤
尙德村四箇村壌土地改良区	
理事	來 海 英 男 米子市兼久
	遠 藤 吉 重
	竹 内 弘
後 藤 儀 三 郎	
遠 藤 審 寿	
佐 藤 繁 寿	
戸 田 万 次 郎	
監事	佐 藤 德 稔
大 谷 光 星	奥 谷 一 口 原
大 谷 純 雄	石 井
山 本 繁 市	
	日 原
奥 谷	

第十項の規定により、土地改良区から次のようになつて復員が退任及び就任した旨届出があつた。

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県知事 逕
同德村四箇村境土地改良区
理事　來　海　英　男　米子市兼久
竹　内　弘　石井
遠　藤　吉　重　奥谷
後　藤　儀三郎
佐　藤　義　壽　日原
山　本　繁　市

大 谷 順 雅
大 の 月 木 光 石 井
高 国 三 郎
秉 久

理事	村上義英	鳥取市湖山町
野田千賀雄	東伯郡北条町大字土下	
就任した役員の氏名及び住所		
尙徳村四箇村堰土地改良区		
理事	生田正弘	米子市兼久
竹内	弘	石井
来海章		
遠藤壽一		
齊木茂樹		
佐藤兼壽		
山本繁市		
青砥延壽		
監事	佐藤徳堯	奥谷
大谷翁雄		
遠藤吉重		日原
齊木光昌		
石井		

鳥取縣告示第三百五

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条
第二項の規定により、下中山村中井手土地改良区の定款
変更について昭和三十年六月十一日認可。」を。

御文庫にて昭和三年五月十一日謹白

昭和三十年六月十七日

鳥取縣知事 遠

卷之三

卷之三十一

土地引戻法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第七条第一項の規定により、倉吉市小田、山本春信外十九人の者

から、上北条土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

鳥取縣告示第三百二十一號
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（第十八条）

第三七九号 五月二十三日 岩本組
第三八〇号 //

岩美郡宇倍野村大字下麻生三二四
鳥取市行徳三二二

岩本 柳藏

- 一、縦覽に供すべき書類の名称
二、土地改良事業計画書の写
三、定款の写

卷之三

三、総覽の場所

四、異議の申立て

和害関係人において公告に係る決定に対し異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

00105

第2625号 16

昭和30年6月17日 金曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第三百六号

次のように馬傳染性貧血検査及び流行性脳炎予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により馬の所有者に對して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公 告

一 実施の目的 馬傳染性貧血及び流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬傳染性貧血検査

馬

流行性脳炎予防注射

馬

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

馬傳染性貧血検査——一般検査、赤血球数の計算及び粗鉄細胞の検出

流行性脳炎予防注射——皮下注射

昭和三十年度における製炭傳習の期間、場所及び傳習生の人数並びに願書受付期限を次のように定める。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公 告

一 製炭傳習の期間

六箇月 昭和三十年七月一日から昭和三十年十二月三十日まで

二 製炭傳習の場所

東伯郡三朝町
日野郡江府町

三 製炭傳習生の人数

三十人

別表

実施期日

六月二十三日

西伯郡太山村

同上

実施区域

実施場所

00106

第2625号

昭和30年6月17日 金曜日 鳥取県公報

雑報

四 願書受付期限

昭和三十年六月十七日から
六月二十九日まで

昭和三十年六月十七日

鳥取食糧事務所長 布野長良

町村合併に伴う町村の名称変更について

一 倉吉支所管内

旧町村名 大誠村、榮村

新町村名 大榮町

変更年月日 昭和三十年五月一日

二 根雨支所管内

旧町村名 日野上村、山上村

新町村名 伯南町

変更年月日 昭和三十年五月二十日

出張所管轄区域は旧村の通りとする。